

公益社団法人兵庫県私学振興協会役員の報酬及び費用に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人私学振興協会の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、正会員等（定款第10条第2号に規定する「正会員等」をいう。）以外の者の監事に対しては、職務遂行の対価として、次の各号の報酬を支給することができる。

- (1) 日額報酬 理事会又は総会に出席したときの報酬は、1日につき3万円とする。
 - (2) 職務報酬 定款第23条の規程に基づく職務を執行したときの報酬は、1日につき5万円とする。
- 2 各年度の報酬の総額は50万円を超えないものとする。
 - 3 報酬は、理事会又は総会出席並びに職務を執行する都度、支払うものとする。
 - 4 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第4条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき支払うものとする。

第5条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。